

4月11日(日)は 安平町長、安平町議会議員選挙の投票日

4月6日に投票所入場券を送付しますので、投票所入場券に記載されている投票所名を確認のうえ、各投票所にお越しください。詳しくは、3月23日発行の選挙特集号をご覧ください。

告示日 4月6日(火)
投票日 4月11日(日)
7時～20時

投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の①と②のいずれの要件にも該当される方は今回の選挙で投票することができます。

- ①平成22年1月5日までに安平町に転入し、転入手続きを済まされた方
 - ②平成2年4月12日までに生まれた方
- ※投票日当日までに町外に転出手続きを済まされた方は投票できません。
※不明な点があれば、お問い合わせください。

昨年8月の衆議院議員総選挙から一部の地域の投票所が変更となっておりますのでご注意ください。

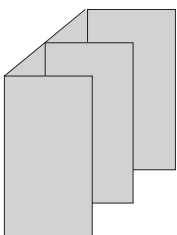
みずほ館で投票していた方は安平公民館に、東遠浅生活館で投票していた方は遠浅公民館に変更となっております。

期日前投票

投票日当日に、仕事などで投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。
①期日前投票所
役場早来庁舎または追分庁

| 投票区・投票所一覧 | |
|-----------|---------------|
| 投票区 | 投票所 |
| 第1投票区 | 旭陽会館 |
| 第2投票区 | 青葉会館※ |
| 第3投票区 | ふれあいセンターい・ぶ・き |
| 第4投票区 | 花園若草会館 |
| 第5投票区 | 明春辺会館 |
| 第6投票区 | 安平公民館 |
| 第7投票区 | 北進会館 |
| 第8投票区 | 町民センター |
| 第9投票区 | 早来研修センター |
| 第10投票区 | 北町会館 |
| 第11投票区 | 富岡小学校 |
| 第12投票区 | 遠浅公民館 |

※第2投票区の投票所青葉会館が追分白樺2丁目3番地に移転しました。旧青葉会館では投票できませんので、ご注意ください。



〇〇投票所



安平町選挙管理委員会事務局
(役場早来庁舎内) ☎2225
11 FAX 22026

舎の期日前投票所
②期日前投票期間・時間
4月7日(水)～4月10日(土)
8時30分～20時
問合せ

暮らしの困りごと相談

行政相談

ご相談は無料・秘密を守ります。
行政相談委員は親切・丁寧にアドバイスします。



次のようなことに関するご相談を受けています。

年金(国民年金・厚生年金・各種遺族年金)・税金(所得税の確定申告・町道民税の申告等)・借金(多重債務・サラ金等)・医療保険・道路・登記事務・各種行政サービスほか

※ご相談は直接委員宅もしくは電話などで常時相談に応じています。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐 ☎223518
追分地区 平野秀樹 ☎222774

問合せ 安平町総務課 総務・防災グループ ☎222511



こんなとき、こんな場合

- ・役所の説明に納得がいかない。
- ・手続きや制度について教えてほしい。
- ・どこに相談したらよいか分からない。
- ・申請したものの処理が遅い。
- ・なぜ不許可になったのか分からない。